

○区画漁業権

存続期間：平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

(ただし、区第60号は令和2年6月15日から令和5年8月31日まで)

※すべて団体漁業権

(1) のり養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第1号

(ア) 漁場の位置 横浜市金沢区福浦地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 横浜市金沢区福浦三丁目横浜ヘリポート東側護岸天端海側南角

乙 横須賀港東防波堤北灯台中心点

A 甲から 257度17分 116メートルの点

B 甲から 205度46分 1,235メートルの点

C 甲から 220度31分 1,318メートルの点

D 甲から 283度38分 455メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横浜市中区、南区、磯子区及び金沢区

(カ) 漁業権者 横浜市漁業協同組合

イ 漁業権の公示番号 区第2号

(ア) 漁場の位置 横須賀市夏島町地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 横浜市金沢漁港南側防波堤南東側屈曲部の港外側に立ち上げた壁体と港内
側水平部分との接点から角二等分線上で50センチメートルの点

乙 横須賀港東防波堤北灯台中心点

A 甲から 7度29分 572メートルの点

B 甲から 4度58分 1,217メートルの点

C 甲から 11度40分 1,236メートルの点

D 甲から 21度28分 608メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月15日まで

- (エ) 制限又は条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 地元地区 横浜市中区、南区、磯子区及び金沢区
- (カ) 漁業権者 横浜市漁業協同組合

ウ 漁業権の公示番号 区第3号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びIAの9直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市走水一丁目 240 番地先の直線護岸天端と湾曲護岸天端との接合部の中央

乙 第二海堡灯台中心点

A 甲から 54度16分 750メートルの点

B 甲から 59度08分 755メートルの点

C 甲から 61度47分 700メートルの点

D 甲から 69度49分 462メートルの点

E 甲から 70度22分 245メートルの点

F 甲から 57度01分 129メートルの点

G 甲から 34度36分 158メートルの点

H 甲から 58度19分 471メートルの点

I 甲から 49度18分 468メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

- (ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 制限又は条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

エ 漁業権の公示番号 区第4号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市走水一丁目 240 番地先の直線護岸天端と湾曲護岸天端との接合部の中央

乙 第二海堡灯台中心点

A 甲から 49 度 02 分 758 メートルの点

B 甲から 49 度 17 分 844 メートルの点

C 甲から 56 度 09 分 830 メートルの点

D 甲から 58 度 51 分 761 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

オ 漁業権の公示番号 区第5号

(ア) 漁場の位置 横須賀市走水二丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市走水二丁目775番地先にある突堤先端南角の係船用鉄くい

乙 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点

A 甲から 7 度 44 分 70 メートルの点

B 甲から 43 度 56 分 104 メートルの点

C 甲から 69 度 39 分 80 メートルの点

D 甲から 24 度 45 分 29 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

カ 漁業権の公示番号 区第6号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長井地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市長井三丁目にある長井漁港井尻地区西側防波堤屈曲部天端西側角

乙 横須賀市佐島漁港中根灯標中心点

A 甲から 100 度 19 分 300 メートルの点

B 甲から 111 度 40 分 412 メートルの点

C 甲から 130 度 56 分 484 メートルの点

D 甲から 141 度 20 分 383 メートルの点

E 甲から 159 度 08 分 213 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市長井

(カ) 漁業権者 長井町漁業協同組合

(2) のり・わかめ・こんぶ養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第 7 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市大津町地先

(イ) 漁場の区域

次の AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市大津町大津船溜^{だまり}西側にある防波護岸陸側の屈曲部天端中央

乙 第二海堡灯台中心点

A 甲から 326 度 44 分 1,092 メートルの点

B 甲から 345 度 49 分 1,103 メートルの点

C 甲から 340 度 38 分 119 メートルの点

D 甲から 265 度 47 分 344 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

イ 漁業権の公示番号 区第 8 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市大津町地先

(イ) 漁場の区域

次の AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK、KL 及び LA の 12 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市大津町大津船溜東側にある防波護岸天端海側西角から防波護岸に沿い東へ 526 メートルの点にある防波護岸天端屈曲部の中央

乙 第二海堡灯台中心点

- A 甲から 323 度 46 分 1,145 メートルの点
- B 甲から 16 度 04 分 1,470 メートルの点
- C 甲から 56 度 44 分 974 メートルの点
- D 甲から 55 度 59 分 681 メートルの点
- E 甲から 55 度 00 分 651 メートルの点
- F 甲から 53 度 24 分 447 メートルの点
- G 甲から 54 度 24 分 416 メートルの点
- H 甲から 338 度 01 分 30 メートルの点
- I 甲から 252 度 44 分 383 メートルの点
- J 甲から 276 度 52 分 428 メートルの点
- K 甲から 272 度 36 分 508 メートルの点
- L 甲から 286 度 59 分 584 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

- (ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

ウ 漁業権の公示番号 区第9号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK及びKA
の11直線によって囲まれた区域
点の位置

- 甲 横須賀市走水一丁目 240 番地先の直線護岸天端と湾曲護岸天端との接合部の中央
- 乙 第二海堡灯台中心点
- A 甲から 321 度 00 分 830 メートルの点
- B 甲から 28 度 00 分 1,000 メートルの点
- C 甲から 45 度 54 分 699 メートルの点
- D 甲から 44 度 35 分 602 メートルの点
- E 甲から 47 度 59 分 596 メートルの点
- F 甲から 43 度 12 分 451 メートルの点
- G 甲から 47 度 50 分 440 メートルの点
- H 甲から 55 度 10 分 440 メートルの点
- I 甲から 20 度 30 分 150 メートルの点

J 甲から 339 度 30 分 390 メートルの点

K 甲から 305 度 45 分 550 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

エ 漁業権の公示番号 区第 10 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長井三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ 及び JA の 10 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市長井三丁目 37 番にある長井岡崎第二公園地先の高潮対策護岸海側にあるスロープの海側手すりの上段側 1 番目の柱中央点

乙 横須賀市佐島漁港中根灯標中心点

A 甲から 358 度 02 分 295 メートルの点

B 甲から 51 度 50 分 200 メートルの点

C 甲から 116 度 54 分 468 メートルの点

D 甲から 149 度 09 分 473 メートルの点

E 甲から 130 度 52 分 131 メートルの点

F 甲から 333 度 03 分 83 メートルの点

G 甲から 318 度 02 分 140 メートルの点

H 甲から 338 度 24 分 151 メートルの点

I 甲から 324 度 43 分 220 メートルの点

J 甲から 334 度 18 分 243 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 6 月 15 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市長井

(カ) 漁業権者 長井町漁業協同組合

(3) わかめ養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第 11 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先

(イ) 漁場の区域

次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 三浦市南下浦町金田 1,009 番地先にある鈴川の左岸導流堤天端先端から導流堤に沿って 11.66 メートルの天端中央

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 319 度 05 分 1,138 メートルの点

B 甲から 322 度 50 分 1,106 メートルの点

C 甲から 320 度 22 分 995 メートルの点

D 甲から 316 度 17 分 1,030 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名

(カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

イ 漁業権の公示番号 区第 12 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 三浦市南下浦町松輪大浦海岸にある公衆便所北側階段最下段北東角

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 19 度 25 分 192 メートルの点

B 甲から 39 度 58 分 406 メートルの点

C 甲から 69 度 33 分 370 メートルの点

D 甲から 86 度 18 分 145 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 三浦市南下浦町松輪

(カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

ウ 漁業権の公示番号 区第 13 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- 甲 三浦市南下浦町松輪に設置した石柱（神奈川県漁場基点第85号）
- 乙 三浦市劔埼灯台中心点
- 丙 甲から乙を見通した線を0度として右回りに359度05分72.2メートルの
所

- A 丙から 116度52分220メートルの点
- B 丙から 143度17分238メートルの点
- C 丙から 153度00分169メートルの点
- D 丙から 112度38分120メートルの点

（方位は、丙から甲を見通した線を0度として右回りとする。）

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 地元地区 三浦市南下浦町松輪
- (カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

エ 漁業権の公示番号 区第14号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

- 甲 三浦市南下浦町毘沙門に設置した真ちゅう製びょう（神奈川県漁場基点第87号）
- 乙 三浦市南下浦町毘沙門に設置した真ちゅう製びょう（神奈川県漁場基点第88号）
- A 甲から 300度23分141メートルの点
- B 甲から 296度10分260メートルの点
- C 甲から 318度17分291メートルの点
- D 甲から 334度49分192メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 地元地区 三浦市南下浦町松輪
- (カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

オ 漁業権の公示番号 区第15号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 三浦市南下浦町毘沙門に設置した真ちゅう製びょう（神奈川県漁場基点第
88号）

乙 三浦市南下浦町毘沙門に設置した真ちゅう製びょう（神奈川県漁場基点第
87号）

A 甲から 10度21分 203メートルの点

B 甲から 21度39分 196メートルの点

C 甲から 80度45分 102メートルの点

D 甲から 188度16分 237メートルの点

E 甲から 197度52分 227メートルの点

F 甲から 62度01分 74メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 三浦市南下浦町松輪

(カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

カ 漁業権の公示番号 区第16号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 三浦市南下浦町松輪に設置した石柱（神奈川県漁場基点第85号）

乙 三浦市劔埼灯台中心点

A 甲から 195度26分 629メートルの点

B 甲から 191度14分 568メートルの点

C 甲から 183度46分 637メートルの点

D 甲から 188度10分 692メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 三浦市南下浦町松輪

(カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

キ 漁業権の公示番号 区第 17 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松越鼻地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 横須賀市松越鼻に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 118 号）

乙 横須賀市亀城灯標中心点

A 甲から 292 度 27 分 602 メートルの点

B 甲から 284 度 54 分 758 メートルの点

C 甲から 296 度 04 分 821 メートルの点

D 甲から 304 度 10 分 708 メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。）

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷

(カ) 漁業権者 横須賀市大楠漁業協同組合

ク 漁業権の公示番号 区第 18 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松越鼻地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 横須賀市松越鼻に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 118 号）

乙 横須賀市亀城灯標中心点

A 甲から 0 度 00 分 150 メートルの点

B 甲から 300 度 00 分 300 メートルの点

C 甲から 330 度 00 分 520 メートルの点

D 甲から 0 度 00 分 450 メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。）

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷

(カ) 漁業権者 横須賀市大楠漁業協同組合

ケ 漁業権の公示番号 区第 19 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市夷殿鼻地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 横須賀市夷殿鼻に設置した石柱（神奈川県漁場基点第122号）

乙 横須賀市亀城灯標中心点

A 甲から 56度00分 450メートルの点

B 甲から 56度00分 300メートルの点

C 甲から 29度26分 335メートルの点

D 甲から 37度34分 474メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時までに養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷

(カ) 漁業権者 横須賀市大楠漁業協同組合

コ 漁業権の公示番号 区第20号

(ア) 漁場の位置 横須賀市梵天ノ鼻地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 横須賀市梵天ノ鼻に設置した真ちゅう製びょう（神奈川県漁場基点第123号）

乙 横須賀市亀城灯標中心点

A 甲から 97度59分 818メートルの点

B 甲から 62度25分 299メートルの点

C 甲から 53度08分 443メートルの点

D 甲から 88度26分 887メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時までに養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷

(カ) 漁業権者 横須賀市大楠漁業協同組合

サ 漁業権の公示番号 区第21号

(ア) 漁場の位置 逗子市新宿地先

(イ) 漁場の区域

次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 逗子市新宿渚橋右岸橋台の海側にある階段最下段の金属製手すり支柱中心点

乙 逗子市新宿地先にある不如帰碑石柱南東角

A 甲から 349 度 51 分 824 メートルの点

B 甲から 336 度 19 分 659 メートルの点

C 甲から 311 度 47 分 1,048 メートルの点

D 甲から 324 度 09 分 1,076 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 逗子市

(カ) 漁業権者 小坪漁業協同組合

シ 漁業権の公示番号 区第 22 号

(ア) 漁場の位置 鎌倉市材木座六丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 鎌倉市材木座六丁目にある材木座駐車場の南西の湘南道路海側路肩線にある石柱 (海岸線測量用柱第 41 号)

乙 藤沢市江の島にある江の島展望灯台中心点

A 甲から 3 度 52 分 720 メートルの点

B 甲から 335 度 01 分 436 メートルの点

C 甲から 316 度 33 分 1,366 メートルの点

D 甲から 331 度 35 分 1,502 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 鎌倉市 (腰越、七里ガ浜及び植木を除く。)

(カ) 漁業権者 鎌倉漁業協同組合

ス 漁業権の公示番号 区第 23 号

(ア) 漁場の位置 鎌倉市坂ノ下地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 鎌倉市材木座六丁目にある材木座駐車場の南西の湘南道路海側路肩線にある石柱（海岸線測量用柱第41号）

乙 藤沢市江の島にある江の島展望灯台中心点

A 甲から 17度22分 1,430メートルの点

B 甲から 11度52分 1,070メートルの点

C 甲から 339度22分 1,620メートルの点

D 甲から 346度52分 1,800メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時までに養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 鎌倉市（腰越、七里ガ浜及び植木を除く。）

(カ) 漁業権者 鎌倉漁業協同組合

セ 漁業権の公示番号 区第24号

(ア) 漁場の位置 茅ヶ崎市姥ヶ島地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 茅ヶ崎漁港東側防波堤北端から防波堤に沿って南へ1メートルの天端中央

乙 茅ヶ崎市姥ヶ島頂上

A 甲から 343度19分 1,502メートルの点

B 甲から 339度47分 1,679メートルの点

C 甲から 349度31分 1,869メートルの点

D 甲から 353度32分 1,712メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

(ウ) 漁業時期 11月1日から翌年4月15日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時までに養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 茅ヶ崎市

(カ) 漁業権者 茅ヶ崎市漁業協同組合

(4) わかめ・こんぶ養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第25号

(ア) 漁場の位置 横須賀市三春町地先

(イ) 漁場の区域

次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市大津町大津船溜西側にある防波護岸陸側の屈曲部天端中央

乙 横須賀港西防波堤灯台中心点

A 甲から 5度40分 1,315メートルの点

B 甲から 17度01分 1,062メートルの点

C 甲から 7度03分 880メートルの点

D 甲から 355度25分 1,161メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年6月15日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

イ 漁業権の公示番号 区第26号

(ア) 漁場の位置 横須賀市破埼地先

(イ) 漁場の区域

次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市破埼に設置した石柱(神奈川県漁場基点第212号)

乙 第二海堡灯台中心点

A 甲から 353度35分 363メートルの点

B 甲から 37度11分 415メートルの点

C 甲から 66度14分 244メートルの点

D 甲から 332度11分 145メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

ウ 漁業権の公示番号 区第27号

(ア) 漁場の位置 横須賀市伊勢山埼地先

(イ) 漁場の区域

次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市走水二丁目にある走水観音崎遊歩道の観音崎京急ホテル温浴施設
SPASSO北東側にある真ちゅう製びょう（横須賀市2級基準点No.58）

乙 第二海堡灯台中心点

A 甲から 333度31分 408メートルの点

B 甲から 6度43分 249メートルの点

C 甲から 309度29分 96メートルの点

D 甲から 298度35分 326メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

（ウ） 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

（エ） 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

（オ） 地元地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

（カ） 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

エ 漁業権の公示番号 区第28号

（ア） 漁場の位置 横須賀市観音崎地先

（イ） 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市観音崎灯台東側下歩道海側にある真ちゅう製びょう（横須賀市港湾部が設置した海岸保全区域基点）

乙 千葉県富津市小久保1,588番東京湾観音頭部最高点

A 甲から 35度04分 167メートルの点

B 甲から 52度37分 222メートルの点

C 甲から 67度22分 189メートルの点

D 甲から 53度54分 119メートルの点

（方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。）

（ウ） 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

（エ） 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

（オ） 地元地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

（カ） 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

オ 漁業権の公示番号 区第29号

（ア） 漁場の位置 横須賀市亀崎地先

（イ） 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市鴨居港南防波堤の一番西側にある屈曲部天端中央

乙 横須賀市鴨居四丁目にある戦没船員の碑頂上

A 甲から 40 度 59 分 432 メートルの点

B 甲から 62 度 16 分 593 メートルの点

C 甲から 92 度 34 分 492 メートルの点

D 甲から 85 度 45 分 185 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

カ 漁業権の公示番号 区第 30 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市鳥ヶ埼地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E 及び E A の 5 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市鴨居二丁目かもめ団地護岸陸側南東角と歩道との接合点から歩道の角二等分線上で 60 センチメートルの点

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 226 度 59 分 464 メートルの点

B 甲から 250 度 47 分 562 メートルの点

C 甲から 303 度 11 分 464 メートルの点

D 甲から 351 度 35 分 232 メートルの点

E 甲から 295 度 02 分 34 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

キ 漁業権の公示番号 区第 31 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市鴨居二丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E 及び E A の 5 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市鴨居二丁目かもめ団地護岸陸側南東角と歩道との接合点から歩道の角二等分線上で 60 センチメートルの点

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 75 度 59 分 690 メートルの点

B 甲から 0 度 00 分 7 メートルの点

C 甲から 352 度 29 分 284 メートルの点

D 甲から 54 度 06 分 645 メートルの点

E 甲から 63 度 20 分 716 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

ク 漁業権の公示番号 区第 32 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市長瀬三丁目久里浜少年院護岸北東端にある護岸屈曲部天端の海側角から護岸に沿って南西に 50 センチメートルの点から天端上で護岸に垂直に 25 センチメートルの点

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 348 度 20 分 148 メートルの点

B 甲から 318 度 36 分 329 メートルの点

C 甲から 344 度 07 分 443 メートルの点

D 甲から 11 度 29 分 328 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

ケ 漁業権の公示番号 区第 33 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ、ＤＥ及びＥＡの５直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市長瀬三丁目防衛装備庁艦艇装備研究所護岸南西隅切部天端海側北角

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 122 度 58 分 419 メートルの点

B 甲から 147 度 44 分 82 メートルの点

C 甲から 41 度 08 分 246 メートルの点

D 甲から 86 度 40 分 350 メートルの点

E 甲から 108 度 10 分 418 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

コ 漁業権の公示番号 区第 34 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のＡＢ、ＢＣ、ＣＤ及びＤＡの４直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市長瀬三丁目国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所護岸のほぼ中央にある屈曲部天端海側角

乙 横須賀市長瀬三丁目海上自衛隊横須賀地方総督部久里浜貯油所防波堤にある黄色灯標中心点

A 甲から 97 度 47 分 182 メートルの点

B 甲から 97 度 16 分 26 メートルの点

C 甲から 9 度 25 分 169 メートルの点

D 甲から 53 度 14 分 227 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

サ 漁業権の公示番号 区第 35 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市久里浜七丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市平作川河口右岸突堤天端にある海上保安庁水路部測点の標識中心点

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 43 度 10 分 48 メートルの点

B 甲から 2 度 07 分 131 メートルの点

C 甲から 38 度 00 分 211 メートルの点

D 甲から 65 度 57 分 172 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

シ 漁業権の公示番号 区第 36 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市久里浜八丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市久里浜八丁目地先にある防波堤南端角から防波堤と平行に北西へ 5 メートル、北東へ 20 メートルの点

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 290 度 29 分 198 メートルの点

B 甲から 317 度 11 分 242 メートルの点

C 甲から 349 度 58 分 153 メートルの点

D 甲から 311 度 37 分 64 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

ス 漁業権の公示番号 区第 37 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市野比地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E 及び E A の 5 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市野比野比川左岸導流堤天端先端北東角の角二等分線上で角から 1
メートルの点

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 29 度 57 分 616 メートルの点

B 甲から 115 度 30 分 554 メートルの点

C 甲から 124 度 49 分 778 メートルの点

D 甲から 138 度 00 分 724 メートルの点

E 甲から 356 度 37 分 427 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市 (長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

セ 漁業権の公示番号 区第 38 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市津久井地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市津久井津久井川左岸海側護岸天端中心線上で津久井橋左側海側親
柱中心点から 4.02 メートルの点

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 29 度 02 分 837 メートルの点

B 甲から 80 度 00 分 731 メートルの点

C 甲から 107 度 12 分 304 メートルの点

D 甲から 0 度 31 分 529 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市 (長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

ソ 漁業権の公示番号 区第 39 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町上宮田地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E、E F 及び F A の 6 直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 三浦市南下浦町上宮田境川河口左岸にある護岸天端西角

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 1 度 34 分 594 メートルの点

B 甲から 23 度 40 分 769 メートルの点

C 甲から 62 度 22 分 738 メートルの点

D 甲から 95 度 02 分 656 メートルの点

E 甲から 119 度 06 分 562 メートルの点

F 甲から 110 度 02 分 376 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 三浦市南下浦町上宮田

(カ) 漁業権者 三和漁業協同組合

タ 漁業権の公示番号 区第 40 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町菊名地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E 及び E A の 5 直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 三浦市南下浦町菊名 25 番地先にある仲川の左岸導流堤天端中心線上で先
端から 1 メートルの点

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 331 度 03 分 433 メートルの点

B 甲から 350 度 27 分 501 メートルの点

C 甲から 21 度 03 分 748 メートルの点

D 甲から 38 度 38 分 621 メートルの点

E 甲から 331 度 04 分 226 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

- (オ) 地元地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名
- (カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

チ 漁業権の公示番号 区第 41 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先
- (イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E、E F 及び F A の 6 直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 三浦市南下浦町金田 1,009 番地先にある鈴川の左岸導流堤天端中心線上で
先端から 11.66 メートルの点

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 321 度 47 分 391 メートルの点

B 甲から 4 度 48 分 628 メートルの点

C 甲から 45 度 46 分 1,064 メートルの点

D 甲から 59 度 11 分 1,297 メートルの点

E 甲から 64 度 38 分 1,125 メートルの点

F 甲から 65 度 53 分 110 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

- (ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで
- (エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 地元地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名
- (カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

ツ 漁業権の公示番号 区第 42 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町毘沙門地先
- (イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 三浦市南下浦町毘沙門に設置した真ちゅう製びょう (神奈川県漁場基点第
88 号)

乙 三浦市南下浦町毘沙門に設置した真ちゅう製びょう (神奈川県漁場基点第
87 号)

A 甲から 202 度 26 分 70 メートルの点

B 甲から 179 度 28 分 79 メートルの点

C 甲から 201 度 06 分 344 メートルの点

D 甲から 217 度 38 分 356 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 地元地区 三浦市南下浦町毘沙門
- (カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

テ 漁業権の公示番号 区第43号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町諸磯地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 三浦市三崎町諸磯 1,982 番地先の諸磯湾埋立地防波護岸海側北西角と陸側北西角を結んだ線の中心点

乙 三浦市諸磯埼灯台中心点

A 甲から 70度24分 175メートルの点

B 甲から 101度20分 145メートルの点

C 甲から 97度56分 106メートルの点

D 甲から 60度17分 146メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 地元地区 三浦市三崎町諸磯のうち白須、新堀及び旧浜諸磯の区域
- (カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

ト 漁業権の公示番号 区第44号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町小網代地先
- (イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 三浦市三崎町小網代シーボニアマリーナ西側防波堤天端北西角の角二等分線上で角から50センチメートルの点

乙 三浦市久保鼻にある防波堤先端白灯標中心点

A 甲から 320度40分 490メートルの点

B 甲から 342度10分 40メートルの点

C 甲から 259度40分 115メートルの点

D 甲から 310度40分 500メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 地元地区 三浦市三崎町小網代
- (カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

ナ 漁業権の公示番号 区第45号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町小網代地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

- 甲 三浦市三崎町小網代シーボニアマリーナ西側防波堤天端北西角の角二等分線上で角から50センチメートルの点
- 乙 三浦市久保鼻にある防波堤先端白灯標中心点
- A 甲から 16度40分 230メートルの点
- B 甲から 76度40分 250メートルの点
- C 甲から 88度40分 195メートルの点
- D 甲から 4度40分 165メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 地元地区 三浦市三崎町小網代
- (カ) 漁業権者 みうら漁業協同組合

ニ 漁業権の公示番号 区第46号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市長井三丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH及びHAの8直線によって囲まれた区域

点の位置

- 甲 横須賀市長井三丁目にある長井漁港井尻地区西側防波堤屈曲部天端西側角
- 乙 横須賀市佐島漁港中根灯標中心点
- A 甲から 15度28分 834メートルの点
- B 甲から 60度16分 555メートルの点
- C 甲から 61度22分 422メートルの点
- D 甲から 60度16分 297メートルの点

E 甲から 2度51分 535メートルの点

F 甲から 13度15分 597メートルの点

G 甲から 8度26分 737メートルの点

H 甲から 12度31分 807メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市長井

(カ) 漁業権者 長井町漁業協同組合

ヌ 漁業権の公示番号 区第47号

(ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 三浦郡葉山町堀内にある石柱(神奈川県水試基点)

乙 三浦郡葉山町名島にある鳥居の甲から見て左側の柱中心点

A 甲から 14度30分 940メートルの点

B 甲から 359度00分 830メートルの点

C 甲から 359度30分 930メートルの点

D 甲から 12度00分 1,020メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 三浦郡葉山町

(カ) 漁業権者 葉山町漁業協同組合

ネ 漁業権の公示番号 区第48号

(ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先

(イ) 漁場の区域

次のA B、B C、C D、D E及びE Aの5直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 三浦郡葉山町堀内にある石柱(神奈川県水試基点)

乙 三浦郡葉山町名島にある鳥居の甲から見て左側の柱中心点

A 甲から 28度30分 360メートルの点

B 甲から 30度30分 210メートルの点

C 甲から 339 度 00 分 530 メートルの点

D 甲から 350 度 30 分 710 メートルの点

E 甲から 3 度 00 分 650 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 三浦郡葉山町

(カ) 漁業権者 葉山町漁業協同組合

ノ 漁業権の公示番号 区第 49 号

(ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 三浦郡葉山町堀内にある石柱 (神奈川県水試基点)

乙 三浦郡葉山町名島にある鳥居の甲から見て左側の柱中心点

A 甲から 78 度 30 分 540 メートルの点

B 甲から 88 度 00 分 475 メートルの点

C 甲から 60 度 00 分 295 メートルの点

D 甲から 52 度 30 分 385 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 三浦郡葉山町

(カ) 漁業権者 葉山町漁業協同組合

ハ 漁業権の公示番号 区第 50 号

(ア) 漁場の位置 鎌倉市腰越地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 鎌倉市腰越漁港防波護岸の北側から 6 番目と 7 番目のブロックの継ぎ目天
端中央

乙 藤沢市湘南港南護岸にある白灯台中心点

A 甲から 275 度 25 分 2,072 メートルの点

B 甲から 301 度 11 分 1,237 メートルの点

C 甲から 279 度 13 分 831 メートルの点

D 甲から 257 度 29 分 1,829 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 鎌倉市腰越、七里ガ浜及び植木

(カ) 漁業権者 腰越漁業協同組合

ヒ 漁業権の公示番号 区第 51 号

(ア) 漁場の位置 藤沢市江の島地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 藤沢市江の島二丁目稚児淵に設置した石柱 (神奈川県漁場基点第 139 号)

乙 茅ヶ崎市姥ヶ島頂上

A 甲から 278 度 38 分 636 メートルの点

B 甲から 299 度 11 分 650 メートルの点

C 甲から 303 度 38 分 491 メートルの点

D 甲から 276 度 10 分 473 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 藤沢市江の島、片瀬海岸及び片瀬

(カ) 漁業権者 江の島片瀬漁業協同組合

(5) 二枚貝養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第 52 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市走水一丁目 240 番地先の直線護岸天端と湾曲護岸天端との接合部の中央

乙 第二海堡灯台中心点

A 甲から 55 度 53 分 731 メートルの点

B 甲から 55 度 48 分 751 メートルの点

C 甲から 57 度 19 分 752 メートルの点

D 甲から 57 度 27 分 732 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 なし

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

イ 漁業権の公示番号 区第 53 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市走水二丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市走水二丁目 775 番地先にある突堤先端南角の係船用鉄くい

乙 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点

A 甲から 339 度 31 分 28 メートルの点

B 甲から 21 度 50 分 28 メートルの点

C 甲から 60 度 58 分 13 メートルの点

D 甲から 301 度 44 分 11 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 なし

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

ウ 漁業権の公示番号 区第 54 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市鴨居二丁目地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市鴨居二丁目かもめ団地護岸陸側南東角と歩道との接合点から歩道の角二等分線上で 60 センチメートルの点

乙 横須賀市海瀬島灯標中心点

A 甲から 54 度 06 分 479 メートルの点

B 甲から 56 度 34 分 535 メートルの点

C 甲から 64 度 59 分 513 メートルの点

D 甲から 63 度 28 分 454 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 なし

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

エ 漁業権の公示番号 区第 60 号

(ア) 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E 及び E A の 5 直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 09 分 48 秒 19、東経 139 度 08 分 45 秒 84

B 北緯 35 度 09 分 32 秒 5、東経 139 度 08 分 43 秒 35

C 北緯 35 度 09 分 29 秒 97、東経 139 度 09 分 2 秒 94

D 北緯 35 度 09 分 42 秒 84、東経 139 度 09 分 4 秒 97

E 北緯 35 度 09 分 48 秒 79、東経 139 度 08 分 57 秒 13

(ウ) 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 なし

(オ) 地元地区 足柄下郡真鶴町岩

(カ) 漁業権者 岩漁業協同組合

(6) のり・二枚貝養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第 55 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市旗山崎地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

甲 横須賀市走水二丁目にある走水観音崎遊歩道の観音崎京急ホテル温浴施設
S P A S S O 北東側にある真ちゅう製びょう(横須賀市 2 級基準点 No.58)

乙 第二海堡灯台中心点

A 甲から 309 度 29 分 638 メートルの点

B 甲から 308 度 53 分 579 メートルの点

C 甲から 302 度 50 分 603 メートルの点

D 甲から 303 度 36 分 640 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

- (ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (エ) 制限又は条件 なし
- (オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

イ 漁業権の公示番号 区第56号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市走水伊勢山崎地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- 甲 横須賀市走水港の東側にある防波堤先端天端北角の角二等分線上で角から4メートルの点
- 乙 横須賀市走水港北側防波堤にある赤灯台中心点
- A 甲から 51度06分 78メートルの点
- B 甲から 69度16分 121メートルの点
- C 甲から 90度17分 114メートルの点
- D 甲から 56度20分 38メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を0度として右回りとする。)

- (ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。
- (オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

(7) わかめ・こんぶ・二枚貝養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第57号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市夏島町地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域
点の位置

- 甲 横須賀市夏島町1番地先の日産自動車株式会社追浜工場1号棧橋天端先端南東角の角二等分線上で角から2.12メートルの点
- 乙 横須賀港東北防波堤東灯台中心点
- A 甲から 217度42分 30メートルの点
- B 甲から 121度16分 88メートルの点
- C 甲から 145度43分 164メートルの点
- D 甲から 166度15分 262メートルの点

E 甲から 181 度 45 分 238 メートルの点

F 甲から 197 度 17 分 180 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

イ 漁業権の公示番号 区第 58 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市猿島地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市大津町大津船溜西側にある防波護岸陸側の屈曲部天端中央

乙 横須賀港西防波堤灯台中心点

A 甲から 9 度 35 分 2,058 メートルの点

B 甲から 27 度 55 分 1,843 メートルの点

C 甲から 27 度 47 分 1,708 メートルの点

D 甲から 8 度 17 分 1,933 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 6 月 15 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

ウ 漁業権の公示番号 区第 59 号

(ア) 漁場の位置 横須賀市西浦賀町地先

(イ) 漁場の区域

次の A B、B C、C D、D E 及び E A の 5 直線によって囲まれた区域

点の位置

甲 横須賀市燈明埼にある横須賀市土木みどり部基準点(基-3)の中心点

乙 横須賀市海獺島灯標中心点

A 甲から 165 度 58 分 502 メートルの点

B 甲から 178 度 37 分 404 メートルの点

C 甲から 201 度 59 分 290 メートルの点

D 甲から 143 度 16 分 131 メートルの点

E 甲から 146 度 57 分 409 メートルの点

(方位は、甲から乙を見通した線を 0 度として右回りとする。)

(ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 5 月 31 日まで

(エ) 制限又は条件 漁業時期終了時まで養殖施設を撤去しなければならない。

(オ) 地元地区 横須賀市 (長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合